



今日はママたちも一緒に！楽しい給食参観日

広報 よいと

2002. 2月号 No.428

CONTENTS (目次)

- | | |
|------------------|-------|
| 確定申告がはじまります……… | 2・3 |
| 交流センターの利用が変わります… | 4・5 |
| 学校週5日制がスタートします…… | 6 |
| 奨学金制度のお知らせ……… | 7 |
| フォト・トピックス……… | 10・11 |
| お 知 ら せ……… | 12・13 |
| 与板この人……… | 16 |
| 生涯学習コーナー……… | 17 |
| くらしのカレンダー……… | 18 |

〔広報担当
石黒〕

●文協美術部●



まちかど

昭和40年頃の与板仲町、新町付近のスケッチです。

山田 義明 (水道町)

●与板町拓遊会●

物見塚公園

伊東祐親公

伊東祐親公碑
採拓地 静岡県伊東市

渋木喜一郎
(堤下)



良寛歌碑
「交友莫争」
大橋貞次
(倉谷)

広報 クイズ

さあ！あなたもチャレンジ

次の問題の答えを
はがきに書いてお送りください。
抽選で5名の方に図書券を差し上げます。

〈問題1〉 1月20日、プロの技を教わろうと約90人の参加者により開催されたのはジュニア〇〇〇〇スクール？

〈問題2〉 大好評だった初心者パン作り教室。ふっくらとおいしいパンをめざして集まった参加者は〇〇人？

〈問題3〉 おいしい給食に大喜び！1月25日、保育園でお母さんたちをお招きして行われたのは給食〇〇日でした。

応募方法：はがきに答えと住所（町内名で可）、氏名、年齢をご記入の上、次の宛先へお送りください。なお、広報へのご意見、ご要望なども書き添えていただければ幸いです。

応募先：〒940-2492（役場専用）

与板町役場 総務課「広報クイズ」係

締め切り：2月25日（当日消印有効）

編集後記

冬の寒い季節いかがお過ごしでしょうか？北国では積雪量が最も多くなる季節といわれています。雪はあんまりたくさん降ると大変ですが、最近では雪が水資源や冷熱エネルギーに有効利用されているところもあります。また、雪が少なすぎると寂しいような気もします。雪祭りやスキーなどのアウトドアスポーツを楽しめるのも雪のおかげかなと思います。▼冬のスポーツといえば、今開催されている冬季オリンピック。思い出されるのは4年前の長野オリンピックの選手たちの活躍です。ジャンプやアルペンスキー、スピードスケートなど、たくさんの感動と限りなく挑戦することへの夢と希望を与えてくれました。さて、今はどんなドラマが待つのでしょうか？▼毎年恒例のさいの神が行われました。町民体育館脇の会場はお正月の飾りやスルメを持った人たちで、いっぱいになりました。今年一年が無病息災・豊作で良い年となることが一番の願いでですね。

私は12歳で1歳になったの。
最近あんよも出来るようになって
ちょっぴり大人の仲間入り！
特技はダンス。リズムに合わせて
ワンツー♪ワンツー♪
1月には妹が生まれて早くも
おねえちゃん。
妹共々、皆さんヨロシクネ！！



確定申告は自分で書いてお早めに

申告期間は

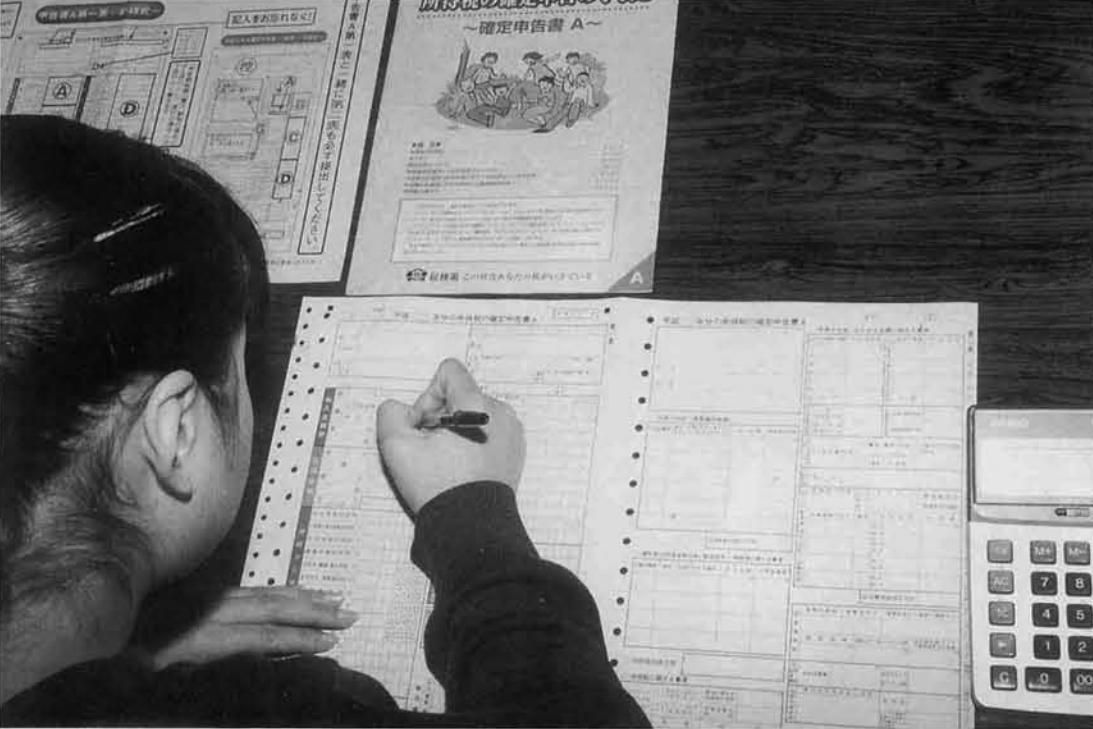
2/16～3/15まで

まで

申告をされるときは
こんなものが必要です

- 所得税と町・県民税の申告時期が間近となつてきました。申告の準備はもうお済みですか。町では別表の日程により町内各地区で申告相談を行いますのでご利用ください。
- なお、今回から所得税の申告書が新しくなりました。申告書用紙や手引きなどは役場町民課に用意してありますので、お早めにご用意のうえ変更箇所などをご確認ください。
- また、申告に必要な書類などはあらかじめ整理しておきましょう。

申告をしなければならない人は?



◎所得税の申告

- 事業をしている場合や不動産収入がある場合及び、土地や建物を売った場合などで、平成13年中の所得金額が控除金額より多い人
- 給与所得者で給与所得以外に20万円を超える所得がある人
- 給与収入額が2,000万円を超える人、また、2ヵ所以上から給与を受けている人
- 平成13年中途で退職して年末調整を受けていない人
- 所得税額のある人で、医療費控除や住宅借入金等特別控除などで還付を受ける人

◎町・県民税の申告

- 平成14年1月1日現在、与板町に住んでいる人で、平成13年中に所得のあった人
- 平成13年中に退職し、平成14年1月1日現在就職していない人
- 所得税の確定申告をされる人は除きます。
- * 給与所得のみの人で、勤務先等から給与等の支払報告書が提出されている人は申告の必要はありません。

申告書の記載は ご自分の力で

所得税、町・県民税はご自分の所得に対する課税されるものですから、できるだけご自分で作成しましょう。また、納税相談に来られる場合は、住所・氏名・扶養者の氏名・生年月日など記載できるところはあらかじめ記載しておくと納税相談もスムーズになります。

各種控除を受けるには?

●医療費控除

平成13年中に本人または生計を一にする家族のために支払った医療費の総額から、保険金などで補てんされる金額と10万円または総所得額の5%のいずれか少ない方の金額を差し引いた額が控除額になります。

* 社会保険・国民健康保険や生命保険等から支給を受ける給付金(高額療養費を含む)があった場合は、その金額を調べておいてください。

○必要な書類

- ・医療費の領収書
- ・指定介護老人福祉施設利用料等領収証
- ・居宅サービス利用料領収証
- ・オムツ代がある場合は、医師の証明書
- ・領収書は医療機関毎に整理してください。

住宅やその住宅の敷地の取得に係る一定の借入金をされて、一定の要件を満たす新築住宅・既存住宅等の取得または既存住宅の増改築等をした人が対象となります。

* 取得した家屋の敷地である土地を取得した場合(平成11年1月1日以後にその家屋を居住の用に供した場合適用)

* 一棟の住宅で床面積が50m²以上の新築住宅を取得した場合

* 建築後20年以内(耐火建築物は25年以内)の既存住宅を取得した場合

○対象となる住宅等

- ・生命保険料、個人年金保険料、損害保険料の支払証明書
- ・生命保険料、個人年金保険料、損害保険料の額により一定の計算をした額が控除額になります。

●住宅借入金等特別控除

平成13年中に支払った生命保険料・個人年金保険料・損害保険料の額により一定の計算をした額が控除額になります。

* 家屋が共有で借入金の年末残高が共有者それぞれある場合(連帯債務等)には、書類は各人分必要となります。(原本は1部でその他は写しで可)

●生命保険料・損害保険料控除

- ・生命保険料、個人年金保険料、損害保険料の支払証明書
- ・生命保険料、個人年金保険料、損害保険料の額により一定の計算をした額が控除額になります。

円を超えて、増改築後の床面積が50m²以上である場合

* 床面積要件、控除額および既存住宅の要件は、居住された年月日により異なります。

* 土地の取得については、取得状況により一定の要件があります。

* 取得した住宅に6ヶ月以内に居住し、住宅の2分の1以上が専ら居住用として使用されている場合に限ります。

○必要な書類

- ・住民票の写し
- ・家屋の登記簿謄本または抄本、売買契約書または請負契約書の写し
- ・借入金の年末残高証明書
- ・増改築等の場合は増改築等工事証明書
- ・土地の適用がある場合は土地の登記簿謄本または抄本、売買契約書または分譲契約書の写し
- ・家屋が共有で借入金の年末残高が共有者それぞれある場合(連帯債務等)には、書類は各人分必要となります。(原本は1部でその他は写しで可)

確定申告



大切なのは、自分で書くことなんだわ。

申告者はお早めに郵送が窓口へ。

3月15日まで 4月1日まで

申告についてのご相談は

町・県民税… 与板町役場町民課税務係へ ☎ 72-3100

所得税・消費税… 長岡税務署へ ☎ 35-2070

平成13年分申告相談日程

期日	会場	対象地区
2月22日(金)	岩越集落開発センター	馬越・岩方
25日(月)	公民館本与板分館	本与板
26日(火)	公民館本与板分館	本与板(塩之入・滝谷・当之浦)
27日(水)	楳原農村センター	楳原
28日(木)	山沢開発センター	山沢
3月1日(金)	公民館黒川分館	中田・南中・吉津
4日(月)	公民館黒川分館	広野・鳴都
5日(火)	役場第3会議室	蔵小路・上町・安永・船戸
6日(水)	役場第3会議室	中町・堂前中島町・水道町
7日(木)	役場第3会議室	城山一丁目・江西二・三・四丁目
8日(金)	役場第3会議室	南新町・中川岸・北新町・下横丁
11日(月)	役場第3会議室	五軒町・稻荷町・原
12日(火)	役場第3会議室	馬場丁・泉丁・長丁・下丁・下与板
13日(水)	役場第3会議室	倉谷・柳之町・堤下・横町
14日(木) 15日(金)	役場第3会議室	各地域で申告できなかった人

※受付時間は、いずれの申告日も午前9時から午後3時までです。

- ・生命保険料、個人年金保険料、損害保険料の支払証明書
- ・生命保険料、個人年金保険料、損害保険料の額により一定の計算をした額が控除額になります。

- ・印鑑および筆記用具
- ・給料・年金などの源泉徴収票支がわかる書類)
- ・税務署から届いた申告書などの書類
- ・障害者手帳(障害者控除を受ける場合)
- ・勤労学生控除を受ける人は在学証明書
- ・還付金振込先の口座番号
- ・その他、各種控除に必要な書類
- ・印鑑および筆記用具
- ・所得の算出に必要な書類(収支がわかる書類)
- ・税務署から届いた申告書など

ふれあい交流センターはこの様な利用方法になります！

☆ 月曜日～金曜日

一般の皆さんに自由に開放	児童クラブを含め小学生の子ども達が利用	社会教育活動として各種団体で利用
●小学生が早帰りの場合、変更になります ●一般の方々が利用できます (各種団体の利用は予約が必要です)	●児童館として子ども（小学生）専用の時間帯です (他の方々の利用はご遠慮ください)	●利用調整会をおこないます ●各種団体が利用します (予約が必要になります)

☆ 土曜日・学校の長期休業（春・夏・冬休み）の平日

児童クラブを含め小学生の子ども達が利用	社会教育活動として各種団体で利用
●児童館として子ども（小学生）専用の時間帯です (他の方々の利用はご遠慮ください)	●利用調整会をおこないます ●各種団体が利用します (予約が必要になります)

☆ 日曜日・祝祭日

一般の皆さんに自由に開放
●一般の方々が利用できます (各種団体の利用は予約が必要です)

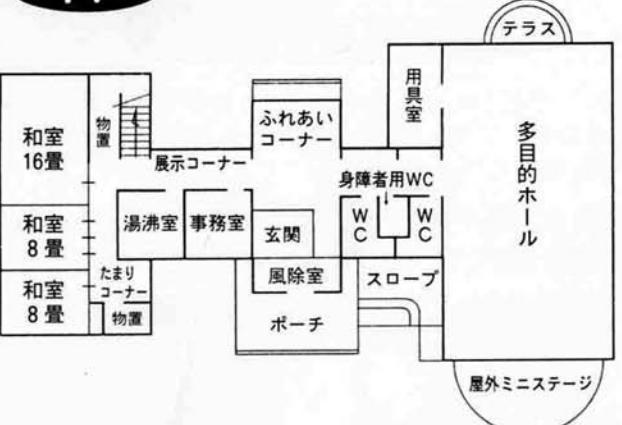
施設案内



● 和室 ●

3部屋に分けることができ様々な学習、趣味の部屋として利用できます。

1F



● 多目的ホール ●

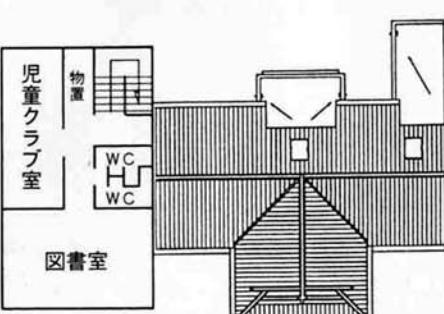
バスケット・バドミントン・卓球・トランポリン・一輪車などいろいろな運動ができます。

● 児童クラブ室 ●

児童専用室で学習会や研修等を利用します。



2F



● 図書室 ●

児童向け絵本、マンガ本等を用意しています。

子どもたちが安心して過ごせるところ

ふれあい交流センターの利用方法が変わります



交流センターの利用形態が改正された理由は？

この4月から完全学校週5日制がスタートします。そこで、子ども達が安全で楽しく過ごせる施設として、交流センターを位置づけました。平日の放課後や土曜日に、大勢の子ども達が集い、遊び、仲間づくりをする「児童館」として活用します。

もう一つの理由として、今は生涯学習の時代です。当与板町でも民謡やダンス等の文化団体の活動が盛んになっておりますが、現在当与板町には各種活動に対応できる施設がわずかということもあり、交流センターを夜間も利用可能とすることで、より一層の生涯学習の活性化を望んでいます。

又、日曜・祝祭日の一般開放により家族ふれあいの場としても提供ができます。

『交流センターの利用形態』の中の児童館とは？

児童館は、遊具やゲーム、図書・コミックなどが揃い、子どもたちが自由に利用できる遊びの場です。入館料に記入すれば、開館時間内いつでも利用できます。

また、児童クラブ（小学1～3年生）があり、加入している子どもたちは、放課後学校から直接ふれあい交流センターに来て、保護者が迎えに来るまで楽しく安全に過ごします。

「ふれあい交流センター」は、高齢者のスポーツや趣味、習活動の場として、また、昼間保護者のおられない小学校児童等の放課後の遊び場、そして、生涯学習講座やスポーツ大会、サークルなどにたくさんの方々からご来場いただき、憩いの広場としてご利用をいただきました。

4月からスタートする完全学校週5日制に伴い、子どもたちが仲間づくりをする「児童館」として、そして夜間も開放し、「生涯学習の場」として利用形態を次のようにいたします。たくさんの方々のご利用をお待ちしております。

※屋間や夜間の各種団体による利用については毎月利用調整会を開催いたします。
利用調整会後に利用を希望される場合は、直接ふれあい交流センターに確認していただき、その後、利用になります。
(与板町勤労青少年ホーム)で





貸与の資格	・与板町に1年前から引き続き居住している人
募集人数	・5名
月額	・月額 50,000円（一律）
奨学金の申請	・貸与希望する人は、平成14年3月11日までに与板町長に申請してください。
奨学金の決定	・与板町教育委員会の意見を聞いて、与板町長が決定します。
他の奨学金との併用	・貸与決定の月から、在学する学校の就業年限の終期までとします。
貸与の期間	・貸与が終了してから1年を経過した後、10年以内の間に年賦又は年賦で返還していただきます。
奨学金の利息	・貸与が無利子です。
奨学金の返還	・貸与が終了してから1年を経過した後、10年以内の間に年賦又は年賦で返還していただきます。



この制度は、教育の機会均等を図るために学業意欲が高く、また経済的な理由で修学困難な、学生に対して奨学金を貸与することを目的としています。この制度を利用して、一人でも多くの学生が目指す大学等に進めることがあります。

与板町奨学金制度のお知らせ

いよいよスタート 完全学校週5日制!!

21世紀を担う子どもたちの健やかな育成をめざして地域ぐるみで協力を

学校週5日制は、学校、家庭、地域社会での教育や生活全体の中で、子どもたちに「生きる力」をはぐくみ健やかな成長を促すものとして平成4年9月からスタートし段階的に進められてきました。平成14年4月からは毎週土曜日を休みとする完全学校週5日制が実施されます。

学校週5日制のめざすもの

学校週5日制は、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割の中で協力し、豊かな学習・体験活動を子どもたちに提供することをおして、子どもたちが自分で考え行動できる力や周りの人を思いやる心、健やかな身体など「生きる力」をはぐくむことを目的としています。

学校では

児童・生徒がじっくり学ぶことをおして、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、自ら学び自ら考える力を育てます。

家庭では

子どもたちの家庭で過ごす時間が増えることから、家族のふれあいをとおして、社会で生活していく上で必要な基本的な生活習慣や生活能力等を、きちんと身に付けさせることが大切です。

地域社会では

地域全体で知恵を出し合い、子どもたちに豊かな学習・体験活動の機会と場を提供したり、指導者として積極的に子どもたちとかかわりながら、思いやりの心や善惡の判断・社会生活上のルールを守る心を育てる等、地域ぐるみで子どもたちをはぐくんでいくことが大切です。

そのため、わたしたち大人が互いに知恵や力を合わせ、それぞれの持ち味を生かしながら、子どもたちと一緒に活動するなど、学校、家庭、地域社会全体で子どもを育てる体制づくりを進めていくことが大切になってきています。

詳細につきましては、
与板町教育委員会・学校教育係
☎ 721-3945
にお問い合わせください。

フー H14.2月号

6

平成14年町内委員長さんは次の方々です

(敬称略)

町内名	委員長	TEL	町内名	委員長	TEL	町内名	委員長	TEL
横原	山田 和男	72-3833	船戸	大矢 國衛	72-3389	長丁	大久保正毅	72-2600
山沢	風間喜代次	72-3673	中町	久保 至誠	72-2053	下丁	久住 誠一	72-4433
倉谷	五十嵐重紀	72-3576	堂前中島町	倉品 龍一	72-2932	下与板	山崎 勘一	72-2184
城山一丁目	塚越芳博	72-2719	水道町	星野 秀夫	72-3377	本与板	大平 利保	72-4321
柳之町	風間信夫	72-4215	南新町	直江 三郎	72-2238	馬越	真島 肇	72-4372
堤下	遠山太郎	72-2344	中川岸	横田金一郎	72-2550	岩方	高橋 隆夫	72-4412
横町	渡邊俊明	72-2403	北新町	藤井 正博	72-2645	中田	高居 肇二	72-3701
藏小路	米山光男	72-3313	下横丁	大橋 公二	72-3575	南中	倉品 政春	72-3753
上町	日浦四郎	72-2157	五軒町	池田 豊司	72-3887	吉津	小林 正一	72-3733
安永	伊藤一榮	72-3895	稲荷町	柄澤 利泰	72-2304	広野	田中紀代一	72-3652
江西二丁目	青木 登	72-0777	原	池田 房栄	72-2057	葛都	内藤 淳一	72-3627
江西三丁目	成沢将雄	72-4946	馬場丁	若井 晃	72-3323			
江西四丁目	武樋幸夫	72-4891	泉丁	長井 弘	72-3580			

市町村合併情報 その1

市町村合併特例法とは…?

合併特例法とは…?

市町村行政の広域化の要請に対応し、市町村の合併を円滑にすることを目的として制定された時間立法です。

より一層の市町村の自主的な合併を推進するため、平成11年に、地方分権一括法の制定により合併特例法の適用期限が、平成17年3月31日までと定められました。また、合併協議会設置の促進、財政支援措置の拡充、旧市町村単位の振興のための制度の促進など、これまで合併に消極的になる事項への対応や支援などを主な内容とする大幅な改正が行われました。

市町村合併は、私たち住民が自主的に決ることであり、国に強制されるべきではありませんが、仮に合併が必要と結論が出た場合にはこの期限内に合併すれば大変有利になります。

市町村合併は、私たち住民が自主的に決ることであり、国に強制されるべきではありませんが、仮に合併が必要と結論が出た場合にはこの期限内に合併すれば大変有利になります。

市町村合併は、私たち住民が自主的に決ることであり、国に強制されるべきではありませんが、仮に合併が必要と結論が出た場合にはこの期限内に合併すれば大変有利になります。

財政措置等による支援

合併特例債による財政支援

合併後10年間は、新しいまちづくりの建設事業を行うための事業費の95%を「特例地方債」(借金)として借りることがで

き、その返済額の70%が交付税として国から交付されます。すなわち、借り入れたお金とその利子の70%は、国が肩代わりしてくれることになります。

また、地域住民の連帯強化や旧市町村単位の地域振興などのために使う基金の積み立てに対する特例地方債を借りることができる、これもその返済額の70%は国から交付されます。

●普通交付税の算定の特例

一般的に、合併することで効率化が図られるため、国から受けける地方交付税は減少することになりますが、合併後10年間は普通交付税が優遇され、合併前とほぼ同じ地方交付税が交付されます。

合併直後の臨時の経費に対する財政措置

行政の一体化に要する経費、行政サービスや負担水準の格差を調整するのに必要な経費が、地方交付税により支援されます。

合併の準備や移行に対する財政措置

合併協議会の事業に必要な経費や、コンピュータシステムの統一など、移行に必要な経費が地方交付税により支援されます。



●町村合併の行政支援

合併の場合、市制施行条件の

●市町村議会議員の任期や定数に関する特例

新しいまちづくりに、合併前の各市町村の住民の意見が充分反映されるように、合併後最初に行われる選挙の議員数を、定数の2倍までに増加する「定数特例」、合併後2年を超えない範囲で、合併前から引き続き在任する「在任特例」のいずれかの特例措置が活用できます。

●農業委員会の委員の任期等に関する特例

選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができます。

※その他にも、合併特例法ではさまざまな支援策が定められていますが、有効期間後はこうした支援がどのようになるかはまったく保障されていません。

せひご愛読を!

与板町史



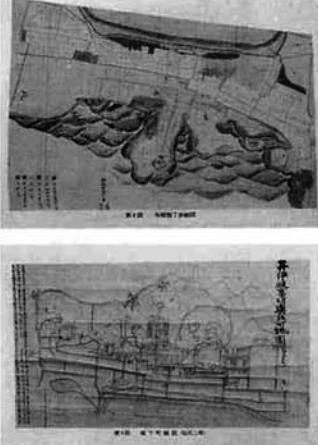
与板町は長い歴史の中で幾多の変遷を経ながら、文化や風土が築き上げられてきました。与板町史は全6巻により構成されており、先人の残した貴重な遺産や古くから伝承されてきた風習、伝統的な生産技術、歴史による時代背景の変り変わりなどを写真や図版などによりわかりやすく、どなたでも親しみ深く読めるよう編集してあります。たくさんの方よりご愛読いただければ幸いです。

与板町史資料編 (上・下巻)

原始古代から現代にいたるまでの遺跡や歴史的書物などを編集。

与板町史通史編 (上・下巻)

それぞれの時代における町の状況とその時代に生きた人々の歴史などを編集。



●与板町史民俗・文化財編
自然と生活との係わり合いや町の生産活動、祭りや伝説、文化遺産などを編集。
発行価格(セット) 3,500円



※いずれも消費税を含む価格で送料別です。ご購入・お問い合わせは歴史民俗資料館(72-12021)または、役場受付窓口へ。

ひとつである人口条件が、平成16年3月31日までは3万人、平成17年3月31日までは4万人に緩和されています。(本来は5万人が必要です。)



今年も無火災を目指して

1月6日、町民体育館において平成14年町消防出初式が行われました。当日は消防団員総勢175名、ポンプ車・積載車11台が会場に集合し、1年間の決意を新たに規律ある式典が挙行されました。また、永年勤続された団員に対し、表彰伝達が行われました。防火・防災は普段の心がけが大切です。火の取り扱いや後始末をきちんと行い、無火災を目指していきたいですね。

表彰伝達者名（敬称略）

幹部功績章

（県知事及び県消防協会長表彰）

分団長 駒形 篤

（県消防協会長表彰）

分団長 山田 克巳

20年以上永年勤続章（県知事及び県消防協会長表彰）

団員 久住 康雄 団員 三角 英男

団員 久住 典雄

10年以上永年勤続章（県消防協会長表彰）

団員 佐々木政英 団員 高居 弘好

15年以上永年勤続章（消防団長表彰）

部長 倉品 和明 部長 小林 正男

団員 安達 孝男



ふっくらパンの出来上がり!!

1月16日・30日にL.C.Y（与板町勤労青少年ホーム）の主催講座『初心者パン作り教室』が開催されました。

当日は18名の方が講座に参加されました。普段家庭ではありません作らないパンだということ、パンの専門家であるパン屋さん（べっこう屋さん）に来ていただいたこともあり大変に好評でした。

また2月に『上級者パン作り教室』ということで少しレベルUPした内容の講座も開催致しますのでお楽しみに！

プロの技を身近に感じ

1月20日（日）町民体育館において、長岡地域広域市町村圏主催によります、『ジュニアサッカースクール』が開催されました。当日は、広域圏内の小学生及びコーチ約90名が参加し熱心に講習を受けていました。

講師には、元横浜フリューゲルス、元全日本代表の前田治氏、コーチには、京都パープルサンガ所属の大嶽選手の2名より実技指導を受けました。

前半は、基礎を中心としたフットワークの練習、後半は、ボールを使った実技練習でした。最後は、子供たちの練習試合をやり、プロの個人技や、鋭いシュートなど身近で感じることが出来ました。

講習会終了後には、2人のサイン会が行なわれ、子供たちはボールやジャージ片手にうれしそうでした。



スルメ焼けたかな？

1月13日（日）、町民体育館脇の広場で「さいの神」が行なわれました。

当日は、曇り空ながら時おり日が射すなど例年になく良い天候に恵まれ、家族連れなど約300名が、しめ縄や門松などを手に訪れました。

午後3時10分、町子ども会からの代表などによる点火で、「さいの神」に火がつけられると、アッという間に大きな炎に包まれ、時々「パーンッ！」と、竹の割れる音が曇り空に響きわたりました。

訪れた方々は、持ち寄ったスルメをあぶったり、食生活改善推進委員のみなさんによるお汁粉のサービスに舌鼓を打ったりと、今年一年間の無病息災を祈りました。

今日は給食参観日！

与板保育園では、毎年給食の試食会が開かれます。1月25日、お母さんやおばあちゃんをお招きして楽しい試食会が行われました。

今回のメニューは、「五目煮豆、ブロッコリーのおかか和え、白菜スープ」。“大豆パワー”をメインにした野菜たっぷりの和風メニューでした。お母さんやおばあちゃんと一緒に給食は、おいしさもぐーんとアップ、「おかわり！」の声がいっぱい、お母さんもびっくりでした。試食会のあとは、栄養士さんを囲んでのお話会が行われ、幼児期の食事について活発なお話し合いがされました。

与板町役場

役場の新しい顔ができました

役場正面玄関入り口の看板が新しくなりました。看板の文字は石黒秀一氏（本与板）によるもので役場の新しい顔として活躍しています。



国保加入の手続きはお早めに!!

国民健康保険制度は、かかるときの医療費を補助し、お互いに助け合う制度であり、原則として下記の方が国民健康保険の被保険者となります。

けが・病気等で医者にかかるときの医療費を補助し、お互いに助け合う制度であり、原則として下記の方が国民健康保険の被保険者となります。

国民健康保険の被保険者

職場の健康保険などに加入している人や生活保護を受けている人以外は、すべて国民健康保険の被保険者となります。



国民健康保険に加入の手続きをすぐにして場合と遅れた場合の保険税の比較

加入した日が8月2日
(会社退職日の翌日
＝社会保険喪失日)
翌年3月までの課税額がで
70,000円の場合

* 保険税は、加入した8月から翌年3月まで加入していることを前提として課税します。また、手続きをされた月の翌月から徴収が始まります。

下表①・②どちらも会社を辞められた翌日の8月2日に国民健康保険に入り、8月分から保険税が算定され、手続きをされた翌月から月割により課税されます。したがって、②のように手続きが遅れても、課税される額は変わらないため、月毎に納めていただく月割額が高額になります。

ご不明な点は、役場町民課税係までお問い合わせください。

国保加入期間								
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
8/2								

①手続きを8月16日とした場合

・翌年3月までに納めていただく 保険税の合計 70,000円

国保加入期間								
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
8/2								
8/16 手続き								
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
徴収開始	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	合計	
10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	70,000円	

②手続きを翌年1月16日とした場合

・3月までに納めていただく 保険税の合計 70,000円

国保加入期間								
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
8/2								
1/16 手続き								
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
徴収開始	2回目	3回目	4回目	合計				
35,000円	35,000円	35,000円	70,000円					

国民健康保険制度は、かかるときの医療費を補助し、お互いに助け合う制度であり、原則として下記の方が国民健康保険の被保険者となります。

* 国民健康保険の資格は届け出をした時点から発生するのではなく、前の健

康保険が切れた時点（会

社を辞められた次の日）

から資格が発生します。

したがって、役場へ手続

きに来るのが遅れるとな

る事になり、けがや病気

等で医療を受ける時に医

療費が補助されない事が

あります。このような事

がないよう会社を辞めら

れ社会保険等を喪失した

ら、お早めに役場町民課

で国民健康保険加入の手

続きをいたします。

21日の分水桜まつりでの「おいらん役」を2月28日まで募集しています。
応募方法など詳しくは分水町観光協会までお問い合わせください。

問い合わせ先

分水町観光協会
内線321-322
0256-97-2111

受付時間
(土・日・祭日は除く)
午前8時30分～午後5時

新潟県最低賃金 (平成13年9月30日から)

時間額 641円 日額 5,124円

県内すべての事業場で働く、すべての労働者に適用されます。

業種	日額	時間額
電気機械器具製造業 (平成14年1月27日から)	5,897円	738円
各種商品小売業 (平成14年1月27日から)	5,620円	703円
自動車(新車)、自動車部品・付属品小売業 (平成13年12月21日から)	5,870円	735円

問い合わせ先 長岡市労働基準監督署 長岡市東新町1-6-8
0258-33-8711 担当賃金係

面談会場
・新潟会場
新潟市古町通13番町5160
番地
新潟県司法書士会館2階
0251-224-8551
アトリウム長岡1階
039-3022
長岡会場
長岡市弓町1丁目5番1号
228-1727へ事前にご予約ください。
ご利用できます。
面談による相談は、予約制です。
ご希望の方は、0251-228-1727へ事前にご予約ください。
は厳守いたします。
お問い合わせください。

長岡丘陵公園「雪割草まつり」と休園のお知らせ

情報
クリップ

雪国に春を告げる可憐な雪割草が「暖の館（だんのやかた）」を彩ります。

日 時 3月9日（土）午前9時30分～午後4時30分

3月10日（日）午前9時30分～午後3時30分

会 場 国営越後丘陵公園「暖の館」

内 容

- ・雪割草展示
- ・雪割草写真展
- ・栽培相談
- ・即売コーナー（苗、資材、書籍など）



駐車料、入園料、展示会の入場料はすべて無料です。

●休園のお知らせ

3月11日から4月12日までの間、春季開園準備のため、公園を休園させていただきます。

広域圏
ガイド

□会場 □連絡先



人口のうごき

男 3,736人（- 5人）

女 3,886人（- 1人）

計 7,622人（- 6人）

世帯数 2,105戸（- 1戸）

出生 7人 死亡 8人

転入 10人 転出 15人

（1月31日現在）

くらしの
カレンダー

2月は
省エネルギー
月間です。



日	曜	おもな行事など	日	曜	おもな行事など
2/16	土		3/1	金	献血 役場前／午前10時～12時・午後1時～3時 建築物防災週間
17	日	町民スキーの集い 舞子後楽園スキー場	2	土	与板高校卒業式
18	月	リハビリ 志保の里荘／午前9時30分～午後3時	3	日	ひなまつり・耳の日
19	火	心配ごと相談所（三觜） 役場男子厚生室／午後1時30分 雨水	4	月	リハビリ 志保の里荘／午前9時30分～11時
20	水	お誕生相談 保健センター／午前9時15分より受付 (対象：H13.1.1～H13.4.30生まれ)	5	火	心配ごと相談所（籠宅） 役場男子厚生室／午後1時30分
21	木	びよびよサークル ふれあい交流センター 午前10時15分～11時30分 2才児歯科健診 保健センター／午後1時30分より受付 (対象：H11.10.1～H11.12.31生まれ)	6	水	1才6ヶ月児歯科健診 保健センター／午後1時30分より受付 (対象：H12.7.1～H12.9.30生まれ) 啓蟄
22	金		7	木	びよびよサークル ふれあい交流センター 午前10時15分～11時30分 消防記念日
23	土	皇太子誕生日	8	金	与板中学校卒業式
24	日		9	土	
25	月	リハビリ 志保の里荘／午前9時30分～午後3時 定例教育委員会 町民体育館／午後1時30分	10	日	農山漁村女性の日
26	火	補聴器巡回相談所 役場1階相談室 (キコエ／午前10時30分～11時) 心配ごと相談所（駒形） 役場男子厚生室／午後1時30分	11	月	行政相談 役場男子厚生室／午後1時30分
27	水		12	火	補聴器巡回相談所 役場1階相談室 (キコエ／午前10時30分～11時) 心配ごと相談所（山田） 役場男子厚生室／午後1時30分
28	木		13	水	3才児健診 保健センター／午後1時15分より受付 (対象：H10.1.1～H10.12.31生まれ) 4ヶ月児：H13.11.1～H13.11.30生まれ
			14	木	麻しん 保健センター／午後1時30分より受付 (対象：H12.3.1～H13.2.28生まれ) びよびよサークル ふれあい交流センター 午前10時15分～11時30分
			15	金	所得税確定申告期限